

○財務省告示第四百七十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平
 成十五年五月三十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 法律及びその条項	四 振替法の適用	五 募入決定の方法	六 発行額
利付国庫債券（変動・十五年） （第二十二回）	平成十四年度における財政運営 のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十四年法律第 二十号）第二十条第一項及び平 成十五年度における公債の発行 の特例に関する法律（平成十五 年法律第十八号）第二十一条	成振替法（という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	基準金利と利回り格差を競争 に付し、行われる入札発行 各申込みのうち利回り格差の 値が小さいものからその応募 を順次割り当てる。	うち、平成十四年度における財 政運営のための公債の発行の特 例等に関する法律第二十一条	債の発行の特例に関する法律第 二条第一項の規定に基づき発行 額、平成十五年度における公債 の発行の特例に関する法律第 二条第一項の規定に基づき発行

七 払込金額
八 最低額面金額
九 振替単位

十一 発行行
十二 発行価格
十三 利率

十三 経過払込み

した付国債については、額面金額で三千九百九十億円
九千九百九十億円
十億円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十五年五月三十日
額面金額百円につき百円
年当たり、各利払期における利

子計算期間開始日前に行われ
た、発行から償還までの期間が
九年五か月超の十年利付国債の
直近における割当額入札の結果
に基き算出された複利回り
（以下「基準金利」という。）か
ら、〇・五パーセントを控除
した率。ただし、控除した率が
〇パーセントを下回るときは、
その率は〇パーセントとする。
（一）募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加え、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.04}{100} \times \frac{10}{365}$$

（二）発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるもの座に記載又は記録されるもの
（一）の算式による
り算出した金額から当該金額

十四 初期利子

に百分の二十を乗じた金額
（ただし、当該国債を発行時
において取得する者が非居住
者又は外国人である場合に
は、前記^(一)の算式により算出し
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額）を控除
することができる。
平成十五年十一月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.04}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年五月二十日及び十一月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子として、次の算式により
算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{\text{基準金利} - 0.55}{100} \times \frac{1}{2}}{100}$$

十六 償還期限
十七 償還金額
十八 元利支額
十九 払場所
二十 入札参加

平成十五年五月三十日
財務大臣から通知を受けた者